

## 掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則

掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成25年掛川市規則第2条）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第5条中「第2条第7項」を「第2条第8項」に改める。

第6条中「法第13条第2項」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第13条第2項」に改める。

第11条第2項を削る。

第21条の次に、次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法により手続を行うために必要な事項）

第21条の2 条例第15条の2に規定する規則で定める事項については、掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年掛川市規則第30号）の規定の例による。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。